

# 石部小学校の プール・グラウンドが 完成しました

平成26年12月から進めていた石部小学校の改築工事が終了し、プール棟と、グラウンド・外構が完成しました。グラウンドは、雨水を効果的に浸透・貯留させる技術を用いることで雨水の流出を抑え、砂が舞うのも防ぎます。



▲グラウンド



▲プール

問教育総務課(西庁舎)

☎77・7010 ☎77・4101

## 国民年金からのお知らせ

平成29年度の国民年金保険料は月額16490円です！

保険料の納付期限は翌月末(4月分は5月末)です。  
毎月の保険料の納付を口座振替の早割制度(当月末振替)にすると、保険料が月々50円割引になります。

また、4月分から1年分の保険料を納付書で平成29年5月1日までにまとめて納付(1年前納)すると、保険料が年間3510円の割引となります。手元に納付書がない場合は草津年金事務所へ連絡してください。  
※口座振替とクレジットカードによる1年、2年前納は受付を終了しています。

学生納付特例制度を知っていますか

国民年金保険料の納付が困難な20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定基準額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される制度です。次の3つを持って、市役所か年金事務所です手続きを行ってください。  
①年金手帳  
②印鑑

③申請する学年の在学証明書か学生証(学生証の複写の場合は表裏両面を複写したもの)

※承認期間は原則4月から翌年3月まで、申請は毎年必要です。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。ただし、10年以内であれば承認された期間の保険料をさかのぼって納付(追納)することができます。その期間は保険料納付期間として、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がつきます。

問草津年金事務所国民年金課  
☎077・567・2220

